

○津山圏域資源循環施設組合公用文規程

平成 2 1 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、津山圏域資源循環施設組合の条例・規則及び告示・公告・訓令・指令並びに組合議会に提出する議案その他一般の公文書の文体、用語並びに例式について定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 この規程は、津山市公用文規程（令和 5 年津山市訓令第 3 号）を準用する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年 8 月 3 0 日訓令第 1 号）

この訓令は、令達の日から施行する。